

第 2 回 定 例 町 議 会

平成 1 9 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 9 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 2 6 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 1 9 日～6 月 2 2 日
4 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（大内議員）
 - 3) 空知中部広域連合議会第 1 回臨時会結果報告（大内議員）
 - 4) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回臨時会結果報告（副議長）
 - 5) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回臨時会結果報告（議長）
 - 6) (株)上砂川振興公社平成 1 8 年度決算並びに平成 1 9 年度事業計画報告（副町長）
 - 7) 例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）

- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」
- 第 7 報告第 2 号 専決処分報告について「平成 1 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）」
- 第 8 報告第 3 号 繰越明許費の報告について「平成 1 8 年度上砂川町下水

道事業特別会計繰越明許費」

- 第 9 議案第 3 4 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 3 5 号 上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 3 6 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 3 7 号 平成 1 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 3 4 号～第 3 7 号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

1 0 番	椿	原	満	春
2 番	堀	内	哲	夫

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

理事者側につきましては、高木建設水道課長が病気入院中のため欠席しており、武石主幹が出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 1 9 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、10番、椿原議員、2番、堀内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月22日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

諸般の報告

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会と空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告について、大内議員。

○4番（大内兆春） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成19年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されま

したので、ご報告いたします。

記、日時であります、平成19年5月22日火曜日午前10時。場所でございますが、砂川市役所議会委員会室。

議件、選挙第1号 議長の選挙について。選挙第2号 副議長の選挙について。選挙第3号 組合長の選挙について。議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて。議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続いて、空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成19年空知中部広域連合議会第1回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時であります、平成19年5月24日木曜日午前10時。場所でございますが、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件、選挙第1号 議長の選挙について。選挙第2号 副議長の選挙について。議案第2号 監査委員の選任について。議案第1号 平成19年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第1号）。

結果でございますが、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果報告について、堀内副議長。

○副議長（堀内哲夫） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成19年中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成19年5月28日午

後1時30分。場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件でございますが、選挙第1号 議長の選挙について、砂川市議会の北谷文夫氏の指名推選がございました。選挙第2号 副議長選挙について、奈井江町議会議長の笹木正男氏の推薦がございました。議案第1号 監査委員の選任について、滝川市監査委員の八幡吉宣氏と議選の芦別市議会議長の高橋勝次郎氏の推薦がございました。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案どおり可決されました。

なお、中空知ふるさと市町村圏議員交流会について、ことしは赤平市で7月19日に開催されることに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告につきましては、私から報告いたします。

本臨時会は、去る5月23日、滝川市の総合福祉センターにおいて開催されました。

案件につきましては、選挙が議長選挙外2件、監査委員の選任でありました。

結果であります。議長には奈井江町の笹木正男氏、副議長には赤平市の鎌田恒彰氏、組合長には滝川市の田村弘氏、識見監査委員には滝川市の八幡吉宣氏、議選の監査委員には砂川市の北谷文夫氏を全会一致で選出し、閉会いたしました。

以上のとおり報告といたします。

次、株式会社上砂川振興公社、平成18年度決算並びに平成19年度事業計画報告について、副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして株式会社上砂川振興公社の経営状況につきましてご報告を申し上げます。お手元に振興公社の平成18年度営業報告書及び平成19年度事業計画書を配付してございますので、ご参照願いたいと思います。

平成18年度の営業報告でございます。例年行

っております通常の振興公社の営業報告の説明の前に、平成18年度におきまして公社の運営に大きく影響を及ぼす事案が生じておりますので、このことについて経過等の説明をいたします。1ページ、1番の温泉等町有財産の購入についてをござらんいただきますと思います。公社は、平成9年9月の温泉施設リニューアル後は黒字で推移しておりましたが、ここ数年経営状況が厳しくなり、平成18年9月に専門家による経営診断を受けたところ、収益性及び効率性を追求できる社内基盤の整備と独立採算制の経営スタイルに移行すべきであるとの指摘を受けたところでございます。このことから、公社といたしましては新規事業を創出し、営業強化を図るため、表に記載の町有財産でありますパンケの湯やスキー場ロッジ、日本庭園及び関連する土地を購入し、これら施設を利活用いたしまして健康の里づくり事業を展開することを提案したところ、町より町有施設等を公社に売却する旨の回答をいただき、3月15日に購入することとなったところであります。町有財産の購入価格につきましては建物、土地を合わせて15億2,000万円であり、購入にかかわる財源を町誘致企業助成金11億4,000万円と町の出資金3億8,000万円により資金調達をしたところでございます。19年度以降これら資産、財産を公社にて管理運営し、自主自立、自主自営に向けた経営に臨むこととなったものでございます。以上が町有財産購入にかかわる経過等でございます。

次に、営業の報告に入らせていただきます。1ページ、2番、営業の概要からでございます。18年度はスキー場が休止となったことから、公社の事業は温泉事業のみとなっております。上砂川岳温泉パンケの湯の日帰り入館客数は、対前年度比99.1%の9万2,622人でありましたが、宿泊客数は上砂川岳国際スキー場の休止による利用客の減少等も要因となりまして、対前年度比87.5%の7,037人に落ち込み、温泉施設の利

いうことですが、先ほど損益計算書で説明いたしました特別損失計上額 10 億 9,092 万 8,000 円を差し引いた価格が残存価格として資産の部に計上されるものでございます。ただいま説明いたしました資産の増加に関しましては、8 ページの貸借対照表明細書の 4 番、固定資産に消費税を除く建物価格と土地の価格を再掲してございますので、これにつきましても後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、従前資本の部として記載されておりました項目は、今期より純資産の部として記載されているところでございます。

次に、10 ページの販売費及び一般管理費につきましては、損益計算書中段の販売費及び一般管理費の詳細でございますので、後ほどご参照いただければというふうに思うところでございます。

続きまして、平成 19 年度の事業計画について説明をいたします。13 ページでございます。1 番の基本方針であります。本年度にありましては町より購入しました上砂川岳温泉パンケの湯等の施設や隣接いたしますパークゴルフ場等町有財産との一体的かつ効率的活用を図ることを基本といたしまして、日帰り、宿泊事業のほかにも新規事業として無料送迎バスの運行や各種健康づくりイベントの開催などを中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開によりまして、独立採算の基本理念に基づき温泉経営に努めるものでございます。上砂川岳温泉パンケの湯への入り込み客数は、年々減少傾向にありまして、とりわけ宿泊の減少が著しいことから、平成 19 年度の営業も昨年に引き続きさらに厳しいものと認識いたしまして、平成 18 年度の温泉事業及び振興公社事業の収入実績をベースに年間利用客を 9 万 9,493 人と見込み、利用収益を対前年度比 1,416 万 8,000 円、11.5% 増の 1 億 3,703 万 5,000 円を目標に掲げまして、さらに平成 18 年 9 月に実施いたしました経営診断により指摘されました事項の改善を図り、事業運営に

努めるものでございます。具体的には、下の図のとおり、温泉の経営主体といたしまして社内体制の見直しを図るということございまして、2 部門制の導入や統括営業主任の配置などを行いまして、フロント、厨房、客室、清掃、施設管理各部門の情報共有化によりまして営業強化に努め、各運營業務の効率化、経費節減等を図り、健全経営に努めてまいります。

次に、2 番の部門別事業計画でございますが、事業展開の重点目標といたしまして宿泊部門の増収を掲げまして、近隣市町村の公共工事等派遣者の宿泊確保のほか、旅行代理店とのタイアップや町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体への P R と誘客に努めてまいります。また、日帰り部門にありましては、露店形式の小イベントや館外を利活用いたしましたイベントを開催するとともに、町内外事業所訪問等を進め、インターネットによる P R 媒体を利用した宣伝活動を積極的に実施し、集客向上を図ってまいります。レストラン、宴会部門にありましては、季節感のあるメニューの創造、また月間ごとの新メニュー、ワンコインメニュー等々の発売により集客を図ってまいります。売店部門につきましては、利用客のニーズを的確に把握いたしまして商品の選択・仕入れを行い、売り上げアップを図ってまいります。

次に、14 ページ、3 番の事業予算でございます。温泉及びふるさと交流プラザ並びに日本庭園等について公社で取得しましたことから、保養施設事業特別会計が平成 18 年度をもって廃止となり、本年度収入には今まで特別会計に計上されておりました入館料・宿泊料・貸し室料が加えられ、一方支出の方には警備員の賃金、燃料費、光熱水費等々が新たに加えられることとなったところでございます。収入、支出の主な内容は表に記載されたとおりでございますが、詳細につきましては 16 ページの収支計画明細書により説明いたします。16 ページをごらんいただきたいと思いません。収入であります。利用収益といたしまして

入館料3,871万9,000円、宿泊料3,061万2,000円以下手数料まで合計で1億3,703万5,000円を見込みまして、受託収益として町委託料479万3,000円、さらに営業外収益の町補助金1,857万4,000円を含め、合計で1億6,040万2,000円としたところでございます。次に、費用でございますが、福利厚生費を含む人件費で6,319万9,000円のほか、燃料費で1,341万円、光熱水費で2,000万5,000円、仕入れで2,941万7,000円等の管理経費を見込み、合計で1億6,002万1,000円とし、差し引き38万1,000円の経常利益を確保する収支予算としたところでございます。

なお、15ページにはただいま説明いたしました内容について損益計算書としてまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が振興公社の営業報告等でございますが、関連がございますので、町民保養施設特別会計の収支についてご説明を申し上げたいと思います。お手元に配付いたしました参考資料、平成18年度上砂川岳温泉パンケの湯の収支状況をごらんいただきたいと思います。平成18年度の町民保養施設特別会計におきましては、施設使用料と諸収入で6,793万6,000円となりまして、一方支出にありましては1億2,275万1,000円で、差し引き5,481万5,000円の財源不足となったところでございますが、この全額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、5,481万5,000円の繰入金にありましては、温泉施設等の売却に伴い振興公社の負担となります。公租公課等の経費1,812万1,000円と3月末に発生いたしました男子の大浴場の天井剥離に伴います修繕経費970万円が含まれておりまして、特別会計の実質財源不足額につきましてはただいま申し上げた経費を除き2,699万4,000円となったところでございます。

以上が振興公社の営業報告でございますが、振興公社にありましては極めて厳しい経営環境でありますことから、町といたしましても健康の里づくり事業推進のためできる限りの協力と指導助言をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付しております報告書により報告いたしますが、地域防災計画並びに国民保護計画の策定についてご報告を申し上げたいと思います。本日議員の皆さんに配付いたしておりますファイルをごらんいただきたいと思います。A4判で地域防災計画の本編、地震災害対策編と水防計画並びに国民保護計画を1冊として構成いたしております。

初めに、地域防災計画、水防計画についてご報告いたします。本町の地域防災計画は、自然災害や事故災害から住民の生命と財産を守るため昭和40年に策定したものを昭和59年に全部改正を行い、その後63年と平成2年に一部改正を行い、都度災害に対処してきたところであります。しかしながら、近年の社会的情勢、住民のニーズ、国、道及び町の組織体制の変更や地域の高齢化など現状と現行計画がそぐわない状況にあり、自然災害

も異常気象による台風や低気圧による風水害などが頻繁に発生しており、地震災害では記憶に新しいものとして本年3月に発生した能登半島地震や平成16年の10月の新潟中越地震での震災があり、国や道の指導によりまして新たに地震災害対策編を追加し、中央小学校グラウンド等の一時避難所や町有施設のうち耐震構造建造物を震災時における避難所に指定したところであります。また、本編には近年の災害危険区域を図や表により掲載しておりますし、高齢者や障害者などの災害時要援護者対策を地域ボランティアの協力を得ながら支援していく取り組みなど、本町の実情に適應させた内容といたしております。策定の経過といたしまして、昨年の当初予算にて防災計画文書作成業務委託料を計上して年度当初から着手し、昨年8月1日には北海道と事前協議を終え、9月の定例会において防災会議条例の一部改正により委員構成等の整備を行い、11月21日には防災会議を開催いたしまして委員からの意見を拝聴し、本年4月26日に最終審議を行い、承認を受けて、北海道に対しまして正式協議をいたしましたところ、知事からの許可を6月7日付で受けたところあります。

次に、国民保護計画についてご報告を申し上げます。国民保護法が平成16年に外部からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命と身体及び財産を保護して国民生活に及ぼす影響を最小限にするため、国、都道府県、市町村等の役割を定める法律として成立し、昨年9月の定例会において上砂川町国民保護協議会条例制定をさせていただき、あわせて計画の策定義務が位置づけされましたことにより、防災計画と並行して策定を進めてまいりました。本計画書は、おおむね全国共通の内容となっております。役場組織の平素からの業務区分や緊急事態における即応態勢の確立、武力攻撃事態への対処と関係機関との連携による伝達、住民の誘導、救援、復旧等、法に基づく内容をすべて網羅されております。計画の策定の経緯

になりますが、防災計画と同様に進めておりまして、知事からの許可を5月7日付で受けたところあります。

なお、地域防災計画のうち水防計画につきましては、誤字脱字の修正は終了しておりますが、昨年8月1日の道との事前協議における修正、確認事項の指導がまだ本町にされておきませんが、防災会議でのご承認をいただいておりますので、北海道からの指導結果で計画書の内容に変更が生じる場合には後日修正部分を差しかえをいただくことをご了承いただきたいと思います。

また、計画内容が相当量となっておりますが、議員の皆様におかれましては一読いただきますようお願い申し上げますとともに、公表につきましては本町ホームページを活用して周知を図ることとしております。それぞれの計画に食糧や資材等の備蓄、住民への啓発と訓練など実施事項がありますので、順次整えてまいりますし、これからの時代の変化に沿うため、計画の追加並びに修正事項が生じましたら、防災会議及び国民保護協議会を通じまして改正をしてみたいと考えております。起きてはもらいたくない災害であります。発生した場合にはそれぞれの計画に基づいて地域並びに関係機関との連携を密に図りながら、万全な体制で対処してまいる所存であることを申し上げます。町長の行政報告といたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（櫻 満雄） 教育行政報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付をさせていただきます。報告書のとおりでございます。

が、全国学力テストにつきましてご報告を申し上げます。全国学力テストにつきましては、本年4月24日、1964年以来43年ぶりに全国の小中学校で一斉に実施されました。学力テストの対象者は、小学校が6年生、中学校が3年生の全児童生徒であります。出題科目は、小学生が国語と算数、中学生が国語と数学で、その他に学習状況調査として学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査が同時に実施されたところです。この学力テストには対象となる全国3万3,104校のうち3万2,756校、98.95%が参加をし、公立校では愛知県の犬山市の14校を除きすべての小中学校が参加しております。文部科学省では、この全国学力テストを平成20年以降も毎年4月に実施することにしており、その目的は、一つとして、全国的な義務教育の議会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。二つ目として、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることとしております。この学力テストは、文部科学省の目的にもありますように、全国的な児童生徒の学力の検証とその底上げを図り、学校の工夫や努力を引き出す反面、競争をいたずらにあり、学校の序列化が進み、テスト成績のよい学校ばかりに子供が集まり、学校格差の拡大が生じるおそれがあるとの弊害を指摘する意見もあります。この学力テストの実施については教師の協力が必要であります。教職員団体は当初学力調査の結果の公表については序列化や過度の競争につながるおそれが払拭できないとしてこのテストには非協力や労務提供の拒否との立場でありましたが、道教委が個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない、また情報公開請求があった場合にも非開示情報として取り扱うとしたことから、基本的には反対の姿勢であ

るが、非協力という対応はとらないこととしたため、本町においても何の混乱もなくテストは整然と行われ、無事終了したところであります。今後教育委員会といたしましては、この夏ころにも文部科学省から公表される調査結果を踏まえ、各学校にはそれぞれの学校や子供たち一人一人の結果が提供されることになっていることから、これをもとに学力育成に向けた成果、課題を整理し、地域や児童生徒の実態に応じた改善充実をさせるとともに、個に応じた指導の工夫、教師の資質能力向上のための研修の充実など、児童生徒の学力向上に向けた指導に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でご報告とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

報告第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」について、報告理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成19年6月19日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、報告第1号 専決処分報告について内容の説明をいたします。

公営住宅、改良住宅使用料の滞納対策につきましては収納対策特別チーム及び原課職員を中心に全職員の協力を得ながら取り組みを行い、一連の作業の中でどうしても誠意が認められないものあっては調停をもって対処するとの基本姿勢により対応してきたところでございます。この結果、調停申し立てにつきましては平成11年度に3件、平成12年度に3件、平成13年度に2件の計8件の調停を行ったところでございます。平成10年度以降にありましては分割誓約を結び、それらの履行状況を確認し、臨戸徴収に重きを置いた対策を講じ、滞納整理に努めてまいりましたが、年々滞納額が増加いたしましたことから、1人当たりの滞納額が大きくならないうちに対処するものとしたしまして、昨年の7月14日には30万円以上の滞納者22名と3カ月以上の滞納者34名の合計56名を対象に調停作業に取りかかったところでございます。この事務作業の中では保証人に対しましても督促依頼書を送付し、改善すべく努めてまいりましたが、最終的には催告にも応じない者及び分割納付誓約の不履行の者2名に対しまして4月の9日に滝川簡易裁判所に調停申し立てを行いまして、5月8日に調停が行われたところでございます。調停結果であります。2名とも現年度分の住宅使用料と滞納しております住宅使用料について毎月分割で支払うこととなりまして、支払いを怠った場合には1カ月以内に住宅を明け渡し、未払いの住宅使用料を直ちに支払うことで調停が成立したところでございます。住宅使用料滞納者にかかわります調停等の議会への報告につきましては、議員各位のご理解をいただきまして、平成11年度から13年度につきましては近隣の市での対応等を参考にいたしまして全員協議会等の報告としておりましたが、このたび自

治法の規定に基づき議会へ専決処分の報告を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

記、1、専決事項、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立。

2、調停件数、2件。

3、申立の趣旨、相手方が、町営住宅家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催告を行ったが履行されないため、当該町営住宅の明け渡し及び滞納家賃支払い請求の申立をするものである。

4、専決処分年月日、平成19年4月6日。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」は、承認することに決定いたしました。

報告第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、報告第2号 専決処分報告について「平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたしま

す。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」の報告理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）

平成19年3月30日専決

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

補正理由といたしましては、地方消費税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の歳入増額と利子割交付金の歳入減額に係る歳入予算について補正し、あわせて基金積立金の歳出補正並びに町債借入の追加及び変更に伴う地方債補正をするものであること。

それでは、報告第2号の補正予算書をご参照願いたいと思います。

報告第2号 平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）

平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億739万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月30日専決

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からい

たしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして報告第2号の内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、3款利子割交付金77万6,000円の減額で、72万4,000円となります。

1項利子割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金293万9,000円の追加で、4,793万9,000円となります。

1項地方消費税交付金、同額でございます。

9款地方交付税2,509万5,000円の追加で、15億9,920万3,000円となります。

1項地方交付税、同額でございます。

10款交通安全対策特別交付金14万2,000円の追加で、39万4,000円となります。

1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

17款繰入金3,000万円の減額で、4億4,317万6,000円となります。

1項基金繰入金3,000万円の減額で、4億4,000万円となります。

19款町債560万円の追加で、4億9,340万円となります。

1項町債、同額でございます。

歳入合計が300万円の追加で、62億739万円となります。

2、歳出、2款総務費300万円の追加で、2億892万5,000円となります。

1項総務管理費300万円の追加で、1億9,991万5,000円となります。

歳出合計が300万円の追加で、62億739万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。公営改

良住宅整備事業、440万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。既設公営住宅改善事業、440万円、560万円。

事項別明細書でございますが、このたびの補正は地方交付税等歳入の増額と利子割交付金の歳入減額に係る歳入予算の補正とあわせて地域振興基金への積み立てに伴う歳出予算の補正でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費300万円の追加で、9,685万1,000円となります。25節の積立金300万円の追加は、地域振興基金への積み立てであります。平成18年度の3月補正予算におきまして18年度中の町への寄附金300万円を追加補正してございましたが、寄附金採納者の町勢振興の一助にとの意思を尊重し、同額を地域振興基金に積み立てを行うものでございます。今後におきましても一般寄附金につきましては地域振興基金に積み立てを行いつつ、要綱を策定いたしまして地域振興を促進いたします事業費に使用することとし、関係予算を計上することで寄附金採納者の意思に沿った活用を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、5ページの歳入でございます。2、歳入、利子割交付金、利子割交付金、1目利子割交付金77万6,000円の減額で、72万4,000円となります。交付決定による精査でございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1目地方消費税交付金293万9,000円の追加で、4,793万9,000円となります。精査ござ

います。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税2,509万5,000円の追加で、15億9,920万3,000円となります。1節地方交付税の2,509万5,000円の追加につきましては、普通交付税で18万円、特別交付税で2,491万5,000円を追加するもので、最終決定との精査でございます。

交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金14万2,000円の追加で、39万4,000円となります。精査でございます。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金3,000万円の減額で、4億4,000万円となります。地方交付税等の歳入増額に対しまして財政調整基金繰入金で3,000万円を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

町債、町債、2目土木債560万円の追加で、1,550万円となります。1節の公営住宅債560万円追加でございます。既設公営住宅改善事業で120万円、公営改良住宅整備事業で440万円を追加するもので、いずれも最終許可額との精査でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、報告第3号 繰越明許費の報告について「平成18年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第3号 繰越明許費の報告について「平成18年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」の報告理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成19年6月19日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、報告第3号について内容の説明をいたします。

平成18年度当初予算におきまして計上いたしました下水道事業のうち、町道北1条線の上砂川郵便局、派出所前交差点の横断管並びに町道鶉下

鶉線、鶉若葉生活館から旧小倉商店前までの污水管新設工事及び町道若葉台連絡線の旧小倉商店から若葉台改良住宅までの污水管新設工事につきましては、産炭地総合発展基金問題によりまして起債許可がおくれ、降雪時期の工事となることから、昨年12月補正にて会計年度独立の原則の例外として認められている繰越明許費として補助決定を受けるとし、議会の承認をいただいたところでございます。このたび平成19年度に繰り越すに当たりまして、地方自治法の規定に基づき繰越明許費の内容を報告するものでございます。

それでは、計算書本文に入らせていただきます。平成18年度上砂川町繰越明許費繰越計算書。1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、特定環境保全公共下水道事業、金額5,835万3,000円、計5,835万3,000円。翌年度繰越額5,835万3,000円、計5,835万3,000円。左の財源内訳、既収入特定財源275万3,000円、計275万3,000円。未収入特定財源、国・道支出金2,780万円、計2,780万円。起債2,780万円、計2,780万円。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 繰越明許費の報告について「平成18年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

議案第34号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、議案第34号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第34号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、これに準拠し規定している本条例の一部を改正するものである。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第34号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、国が負担する国会議員の選挙の執行経費の基準について、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえた見直しを図られたことから、この基準に準拠し規定している本町の関係条項の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の具体的な内容でございますが、条例の別表に記載しております特別職の職員の報酬額のうち、選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人、投票立会人の1選挙当たりの報酬額をそれぞれ100円引き下げるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例（昭和26年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）選挙長の項中1万700円を1万600円に、同表開票管理者の項中1万700円を1万600円に、同表投票管理者の項中1万2,700円を1万2,600円に、同表選挙立会人の項中8,900円を8,800円に、同表開票立会人の項中8,900円を8,800円に、同表投票立会人の項中1万800円を1万700円に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第35号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、議案第35号 上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第35号 上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、国民健康保険基金について、国民健康保険財政の健全運営に即して運用できるよう条例中の制限条項等を見直すため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第35号について内容の説明をいたします。

現行の基金条例は、保険給付費の支払いに不足を来した場合のみを想定した内容になっておりまして、積み立ての金額が保険給付費の10%が限度であること、また処分につきましても保険給付費に不足が生じた場合のみであることなど制限しているところでございます。国民健康保険につきましては、平成13年度から空知中部広域連合に加盟したことから、保険給付費の支払いは広域連合に移行いたしまして、本町の国保会計は広域連合への分賦金が主な経費となっていることから、現行の基金条例の内容と実態がそぐわぬ状況になっているところでございます。本町での医療給付費の平均は5億円でございます。3月の補正にて計上いたしました5,000万円の積み立てで医療給付費の10%の限度を超えるものでございまして、限度額の設定は今後も剰余金が生じた場合にその処理に支障を来すため、限度額を廃止するものでございます。また、処分につきましても保険給付費不足に当てるのみとの制限により、広域連合への分賦金の支払い不足はもちろん、国保会計自体の健全化にも充当できないというような事態を解消するため、国保財政の健全化にかかわるすべての事例に対応できるようこの制限を廃止するものでございます。

なお、一部改正条例は平成18年度国民健康保険特別会計剰余金の処理から適用させるものでご

ざいます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例。

上砂川町国民健康保険基金条例（昭和53年上砂川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資し、保険給付に要する費用の準備金に充当するため」を「資するため」に改める。

第2条中「剰余を生じたときは、当該年度及びその直前の2ヵ年度内に行った保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の100分の10に相当する額に達するまで」を「剰余金を生じたときに」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 基金は、第1条の目的達成のために、全部又はその一部を処分することができる。

附則

この条例は公布の日から施行し、平成18年度国民健康保険特別会計の剰余金の処理から適用する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第36号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、議案第36号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第36号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文をご参照願ひたいと思います。

平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,630万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年6月19日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第36号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金330万2,000円の追加で、8,442万5,000円となります。

2項国庫補助金330万2,000円の追加で、1,068万5,000円となります。

18款諸収入268万5,000円の追加で、2億5,383万6,000円となります。

4項雑入268万5,000円の追加で、2億3,556万8,000円となります。

20款繰越金831万3,000円の追加で、831万3,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,430万円の追加で、25億1,630万円となります。

2、歳出、2款総務費529万円の追加で、1億3,693万3,000円となります。

1項総務管理費529万円の追加で、1億2,336万6,000円となります。

3款民生費901万円の追加で、6億1,966万円となります。

1項社会福祉費901万円の追加で、5億7,

883万8,000円となります。

歳出合計が1,430万円の追加で、25億1,630万円となります。

4ページの事項別明細書、歳出へまいります。

3、歳出、総務費、総務管理費、10目町民センター管理費260万円の追加で、1,962万1,000円となります。11節需用費260万円の追加でございますが、町民センター東側に設置の給油口からボイラーまでの給油配管改修の修繕料でございます。

11目地域振興費269万円の追加で、501万円となります。8節報償費の5万円から14節使用料及手数料8万7,000円まで総額で18万5,000円につきましては、地域づくり研修会費用の計上でございます。

参考資料を提出しておりますので、資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。「明日の上砂川を考える集い」と題しまして、新たな町づくりに向け、講師を招き、異業種交流を図るものでございます。開催日時予定といたしまして、7月から8月をめどにパンケの湯を会場に会議所青年部、町職員、その他町内関係者でおおむね50人規模の研修会といたしまして、すながわスイートロード協議会堀江事務局長を講師に招き開催するものでございます。

なお、本事業につきましては市町村振興協会からの100%助成となるものでございます。

予算書へお戻りいただきたいと思います。19節負担金補助及交付金250万円の追加でございます。振興公社が町と一体となって進めます健康の里づくり事業の一環として軽運動器具を購入いたしまして、パンケの湯のマッサージ機の前、自販機の前になるわけでございますが、休憩コーナーに設置をいたしまして住民利用に供するものでございます。コミュニティ助成事業の採択を受けることから、自治会連絡協議会を通すものとし、予算措置をするものでございます。

民生費、社会福祉費、2目老人福祉費883万

円の追加で、8,951万2,000円となります。13節の委託料883万円の追加でございますが、お手元の資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。1番から3番目の関係でございます。平成20年4月から北海道後期高齢者医療広域連合を保険者といたしまして始まります75歳以上の新しい医療給付制度導入に伴いまして、市町村事務といたしまして住基や税等の各種データの受け渡しのほか、保険料の徴収事務が生じるものでございます。本町での現行システムにつきましては、平成11年に設置し、8年を経過しております。後期高齢者医療制度システムを受け入れる処理容量がないため、住基、税の機器を含め現行システム全体を更新するものでございます。4番のシステムの概要でございますが、図のとおりシステム改修後は既設専用回線で道の広域連合と接続され、あわせて保険料徴収のため空知中部広域連合及び社会保険庁と接続されるものでございます。次に、費用の関係でございますが、国の補助制度の関係で75歳以上の人の保険料徴収システム開発で854万6,000円と既設改修で28万4,000円の合計883万円を一般会計で予算計上いたしまして、330万2,000円の国庫補助を見込むもので、一般財源552万8,000円の中では330万2,000円が交付税措置になるというような制度上の仕組みでございます。また、国保会計にありましては、65歳以上の年金特別徴収システム開発として496万円と住基、税の機器を含めたシステム更新で2,614万円の合計3,110万円を計上することといたしまして、国庫補助金200万円を見込み、2,910万円につきまして国保の基金を取り崩し、充当するものでございます。なお、本システムにつきましては本年10月から一部運用開始されるものでございます。

6目へまいります。6目デイサービスセンター費18万円の追加で、1,988万2,000円となります。11節需用費18万円の追加で、浴室

の脱衣場の天井熱交換機の修繕料でございます。

次に、4ページの歳入でございます。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金330万2,000円の追加で、462万2,000円となります。2節の老人福祉費補助金330万2,000円の追加で、歳出で説明いたしました後期高齢者医療制度創設準備事業補助金でございます。

諸収入、雑入、5目雑入268万5,000円の追加で、2億3,556万4,000円となります。1節雑入268万5,000円の追加でございます。歳出連動いたします補助金で、市町村振興協会地域づくり研修助成といたしまして18万5,000円と自治総合センターコミュニティ助成事業といたしまして250万円の計上でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金831万3,000円の追加で、831万3,000円となります。18年度決算により生じます前年度繰越金5,217万5,000円の一部を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第37号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第12、議案第37号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第37号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文をご参照ください。

平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計

(事業勘定)補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,117万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年6月19日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第37号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款繰入金2,910万円の追加で、8,699万1,000円となります。

2項基金繰入金2,910万円の追加で、2,910万円となります。

5款国庫支出金200万円の追加で、200万円となります。

1項国庫補助金、同額でございます。

歳入合計が3,110万円の追加で、2億6,117万円となります。

2、歳出、1款総務費3,110万円の追加で、2億6,101万5,000円となります。

1項総務管理費3,110万円の追加で、2億6,034万4,000円となります。

歳出合計が3,110万円の追加で、2億6,117万円となります。

4ページの事項別明細書、歳出へまいります。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費3,110万円の追加で、2億6,034万4,0

00円となります。13節の委託料3,110万円の追加でございますが、議案第36号、一般会計補正予算で説明させていただきましたが、後期高齢者医療制度創設準備経費といたしまして65歳以上75歳未満の特別徴収にかかわる国保徴収システム開発といたしまして496万円を計上し、住基、税の機器を含め既存システムの更新として2,576万2,000円、さらに後期高齢者医療システム保守として37万8,000円を追加計上するものでございます。

歳入へまいります。2、歳入、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金2,910万円の追加で、2,910万円となります。1節基金繰入金2,910万円の追加は、歳出総額3,110万円に対しまして国庫補助金200万円を充当し、不足となる財源手当てとして3月定例議会において5,000万円の積み立てをいたしました国民健康保険基金の一部を取り崩し、繰り入れするものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目国庫補助金200万円の追加で、200万円となります。1節国庫補助金200万円の追加は、後期高齢者医療制度創設準備事業費の定額補助金の計上でございます。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 内容の説明を終わります。

休会について

○議長(貝沼宏幸) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日20日から21日までの2日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、20日から21日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催して

いただくことになっておりますので、よろしくお
願いいたします。

また、22日は午前10時より本会議を再開い
たしますので、出席方よろしくお願いいたします。

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれにて散会いたし
ます。大変ご苦勞さまでございました。

（散会 午前11時26分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 椿 原 満 春

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6月22日（金曜日）午前10時00分 開議
午前10時49分 閉会

○議事日程 第2号

意見書

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 4 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 3 5 号 上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 6 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 3 7 号 平成 1 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 3 4 号～第 3 7 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 7 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 8 派遣第 1 号 議員派遣承認について
- 第 9 選挙第 1 号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

（追加日程）

- 第 1 0 意見書案第 6 号 2 0 0 8 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める意見書
- 第 1 1 意見書案第 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する要望意見書
- 第 1 2 意見書案第 8 号 道路整備に関する意見書
- 第 1 3 意見書案第 9 号 地方財政に関する

○会議録署名議員

1 0 番 椿 原 満 春
2 番 堀 内 哲 夫

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 1 9 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 7 条の規定により、1 0 番、椿原議員、2 番、堀内副議長を指名いたします。よろしく願いいたします。

一般質問

○議長（貝沼宏幸） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思ます。

川 上 三 男 議員

○議長（貝沼宏幸） 5 番、川上議員、ご登壇の

上ご発言願います。

○5番(川上三男) 私は、平成19年6月定例会に当たり、今の安倍内閣に対してどのような政治的な認識を持っているのかお伺いをいたします。

安倍内閣をどう見るのか、この内閣は一方で憲法改悪を現実の政治日程の問題として提起し、それに道を開く悪法を次々と強行するなど、平和や民主主義破壊の暴走を始めています。一方では、貧困と格差がこれだけ深刻な社会問題になっているのに、その責任はおろか現実すら認めようとせず、成長戦略の名前で財界支援、国民生活破壊の弱肉強食の構造改革の路線を継続しています。このようなやり方に対して、国民の中に不安や警戒が広がっています。安倍自公政権は、福祉や社会保障、雇用など暮らしにかかわるあらゆる分野で国民いじめを強行しています。この上さらに危険と矛盾があります。それは、靖国派と言われる一派が、過去の日本の侵略戦争が正しい戦争だったと思込んでいる勢力が政権の中枢を握ったことでもあります。安倍総理は、1993年に政界に登場し、最初からこの流れに身を投じて活動してきました。その中で最も過激的な右翼的立場で名を売り、頭角をあらわしてきた人物です。その人物が総理となり、閣僚のほとんどを靖国派で固め、首相補佐官や官房副長官にも靖国派の仲間たちを総結集したのが安倍内閣であります。靖国派は、歴史の事実をゆがめた戦争観だけではなく、歴史逆行の国家観を持っています。つまり彼らは過去の戦争が正しかったというだけではなく、その戦争を遂行した日本は美しい国だったとしてその再建が求められているという立場に立っているのです。こうした勢力が政権の中枢を握ったことは、日本の前途にとって極めて重大な意味を持ちます。それは、自民党政治の行き詰まりを一層深刻なものにするとともに、アジアや世界との矛盾を拡大せざるを得ません。安倍総理が村山談話や河野談話の継承を公的に言明した以上、こ

れに逆行する言動にはみずからの公的言明を行動で守らせることが大事であります。

そこで、私の質問ですが、国民いじめの今のこの連立内閣に対してどのような政治的な認識を持っているのかお伺いをいたします。

2点目の質問です。今の中学校の教育で日本の過去の侵略戦争を美化するアニメ映画が使われようとしていることに批判が広がっています。このアニメ映画は、憲法改悪を掲げる日本青年会議所がつくった「誇り～伝えよう！この日本の歩み～」で、日本の戦争はアジア解放のためだったという靖国神社の主張と全く同じ戦争観を中学生に教え込むということです。こんな靖国映画とも言うべきアニメ映画が文部科学省の委託事業として採用され、全国の学校で使われようとしていることは、日本の植民地支配と侵略戦争への反省を明らかにした終戦50周年の村山談話など政府の立場とも相反します。各地の教育委員会などが副教材としてこれはふさわしくないと述べているのは、当然のことです。また一方、マスメディアも教育現場からは一面的な内容で違和感を持った、このように報道しています。問題を最初に国会で取り上げた我が党の石井いく子衆議院議員の質問に、伊吹文部大臣は私がもし校長であれば当然使わないと答弁せざるを得なかったように、学校教育で使ってはならないものであります。高まる批判に文部科学省は地域参画のノウハウ、留意点の整理を調査研究するのが目的で、アニメは審査の対象外で見えていない、お墨つきを与えたものではないと繰り返すだけで事態を放置しています。こんなでたらめは許されません。文部科学省が日本青年会議所の教育事業を採択した際の文書には、実施方法として日本青年会議所が作成した補助教材をもとにと明記しています。教育事業として中心的な役割を果たす教材が大問題だと指摘されているのに、対象外といって逃げるのは全くひきょうきわまりない態度です。靖国アニメは、政府の立場とも相入れないものです。だからこそ文部科

学省もお墨つきを与えた、認定したとは言えないのです。それなら、教育事業そのものの採用を撤回するのが真っ当な態度ではないでしょうか。石井議員の引き続く追及で、靖国アニメをつくった教育事業を文部科学省の委託事業として選んだ有識者会議の委員に日本青年会議所の池田佳隆会頭が入っていたことも明らかにされました。審査機関に入ってみずからの団体の申請を合格させるやり方は不当であり、政府も遠慮するのが人間として当たり前のことだと伊吹文部大臣も言わざるを得ませんでした。靖国アニメの文部科学省採用は、中身もやり方も全く異常です。国会では安倍総理が昨年12月、池田会頭から靖国アニメを渡されて、教育再生の参考にすると述べたことも明らかにされています。安倍総理が教育再生の名で押しつけようとしている価値観とは、靖国アニメに象徴される戦前的な価値観であることが一層明確になっています。日本青年会議所が靖国アニメの教育事業で検証すべき内容として国を愛する心の涵養を挙げています。義務教育に愛国心を持ち込み、国家統制を強める教育3法改悪案を廃案にすべきです。過去の日本の植民地支配、侵略戦争を美化、肯定する教育がはびこるような事態は絶対に許してはなりません。

そこで、私の質問ですけれども、当町の教育委員会にはどのような通達が来ているのか、またその通達に対してはどのような対応をされようとしているのかを伺って、私の質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの5番、川上議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 5番、川上議員の1件目の質問、安倍連立内閣に対してどのような政治的認識を持っているのかについてお答えをいたします。

昨年9月に安倍自民党総裁が総理大臣に就任し、安倍総理は所信表明演説の中で額に汗して勤勉に働き、家族を愛し、自分の暮らす地域やふるさとをよくしたいと思い、日本の未来を信じたい

と願っている人々、そしてすべての国民の期待にこたえる政治を行い、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自立の精神を大事にする世界に開かれた美しい国、日本を目指すことを表明いたしました。また、安倍総理は、この美しい国の実現のために自由民主党及び公明党による連立政権で美しい国づくり内閣を発足させました。安倍総理は、美しい国を実現するための重点項目として活力に満ちたオープンな経済社会の構築を打ち出し、努力した人が報われ、勝ち組と負け組を固定化せず、だれでも再チャレンジを可能にし、格差のない社会を実現するといたしております。また、昨年11月に開催された全国町村長大会においても地方の活力なくして日本の活力はない、地方に暮らす方々が未来に希望の持てる美しい国づくりに向け邁進すると述べられたところであります。

しかしながら、この地域格差につきましては都市と地方においてますます拡大する傾向にあり、平成18年の国土交通白書では全国民の66%の人が格差を感じるとしており、自分の住む地域の将来に不安を感じている人が町村を中心に3割に上るとの調査結果が発表されているところであります。これらの結果をもたらす背景には、税制改正を初めとする多くの施策が大都市圏にその効果が集中するもので、地方への効果は希薄であると思っております。また、議員ご指摘のとおり、医療や福祉、年金、雇用などのほか所得水準を含めあらゆる分野で国民個々の格差が拡大しつつあるのも現実であると考えられます。

さらに、小泉首相の政策継承による三位一体の改革によって3兆円の税源移譲と4兆7,000億円の補助金削減、さらには地方交付税の総額抑制と財源保障機能の縮小が行われたことが財政面でも地域格差をもたらす大きな要因と考えるものであります。このような状況の中で全国の町村を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化、さらに地域経済の活力低下など極めて厳しい状況に置かれ、今どこの自治体も乏しい自主財源の中で積極

的に行財政改革を進めて財政運営に努め、創意と工夫を凝らしながらさまざまな行政課題に取り組み、首相の言う活力と魅力のある地域づくりを目指して懸命に努力を重ねているところであります。

本町におきましても税収の伸び悩みや、そして高齢化の進展とまさに地方の過疎地を象徴する状況に置かれ、加えて地方交付税の大幅削減により窮地に立たされているものであり、これらの状況に対応するため平成13年度から自立に向けて町民の皆さんと一丸となって行財政改革に取り組み、現在さらに第3次行財政改革を見直す財政健全化計画を進めているところでありますが、私はこのように努力に努力を重ね頑張っている自治体が真に報われるような優しい政治の推進を総理に期待するところであり、何としても格差社会の解消と社会構造のよりよき改革が必要であるものと考えているものであります。今後とも私ども地方自治体を取り巻く環境はさらに厳しさを増すものと思われまことに、町村会を中心に関係する各機関、団体と連携を密にし、格差解消に向けた活動に努め、町民の皆さんが住みなれた上砂川町で希望を持って安心して暮らせる町づくりに最大限の努力をしてまいりたいことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 次、教育長。

○教育長（櫻 満雄） 5番、川上議員の2件目の質問、中学校におけるアニメ映画の上映についてお答えをいたします。

日本青年会議所が制作し、戦後の贖罪意識を批判的に取り上げた中学生用DVD「誇り～伝えよう！この日本の歩み」、これはDVDの名前でございますが、全国の青年会議所が中心となって上映が検討され、一部上映されております。上映は年内に全国で約90カ所が検討され、中学校での上映計画は3カ所で、そのうち本年2月の27日、鳥根県出雲市の中学2年生58名を対象に社会科

の授業の中で上映されました。このアニメDVDの制作は、近現代史の中で太平洋戦争における自虐史観や贖罪意識を払拭し、中庸の視点に基づいた歴史観を持つことで誇りと自信あふれる現代日本をつくることを目的としており、日本青年会議所のこの取り組みは文部科学省では本年度の教育プログラムの一つとして補助教材の利用を認めていました。しかし、教育現場からは一面的な内容で違和感を持ったといった声も上がっているところです。教育委員会といたしましては、日本青年会議所の主張は戦争に対する歴史的背景を多岐にとらえる中での一つの見方であり、その歴史観を一方向的に子供たちに提供することは教育の中立と平等を守る観点から問題が残ると考えております。現在本町においては、当教育委員会及び中学校にはこのDVDを上映してほしいという要請は来ておりませんが、日本が行った太平洋戦争を正当化する内容の本DVDは、前段申し上げました教育の中立と平和を守るという立場から上映にふさわしくないと考えておりますことを申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（川上三男） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

議案第34号 議案第35号 議案第36号
議案第37号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第3、議案第34号から日程第6、議案第37号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第34号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第35号 上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 上砂川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第36号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第37号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成19年度上砂

川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

調査第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、調査第2号所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしましたように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出どおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

派遣第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、派遣第1号議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第1号

○議長（貝沼宏幸） 日程第9、選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、広域連合議員のうち町村議会議員

の区分において候補者が定数8名を上回る9人となっておりますので、行われるものでございます。

広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則第32条第2項にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員数は10名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に椿原議員、堀内副議長を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（貝沼宏幸） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票缶を点検いたします。

〔投票缶点検〕

○議長（貝沼宏幸） それでは、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただいまから投票を行います。

書きましたら、議席の順に従い、堀内副議長から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（貝沼宏幸） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 投票漏れなしと認めます。

それでは、投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。

椿原議員、堀内議員の立ち会いをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（貝沼宏幸） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 10 票、無効投票なしでございます。

有効投票のうち、竹田和雄当別町議員 9 票、中橋友子幕別町議員 1 票、以上のとおりであります。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（貝沼宏幸） この開票結果を議長から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に意見書案 4 件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

意見書案第 6 号

○議長（貝沼宏幸） お諮りいたします。

日程第 10、意見書案第 6 号から日程第 13、意見書案第 9 号まで 4 件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 6 号から意見書案第 9

号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第 10、意見書案第 6 号 2008 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める意見書について議題といたします。

4 番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4 番（大内兆春） 2008 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める意見書（案）

本意見書案について、会議規則第 13 条の規定により提出する。

平成 19 年 6 月 22 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 川 上 三 男

横 溝 一 成 柳 川 暉 雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第 6 号 2008 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める意見書。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 6 月 22 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第7号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、意見書案第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する要望意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 地方公共団体の財政の健全化に関する要望意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 川 上 三 男

高 橋 成 和 椿 原 満 春

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する要望意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する要望意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第8号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第12、意見書案第8号 道路整備に関する意見書について議題といたします。

2番、堀内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 道路整備に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 椿 原 満 春 大 内 兆 春

小 林 繁 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第8号 道路整備に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 道路整備に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第9号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第13、意見書案第9号 地方財政に関する意見書について議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 地方財政に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 高 橋 成 和 大 内 兆 春

小 林 繁 柳 川 暉 雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第9号 地方財政に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 地方財政に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成19年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 椿 原 満 春

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.19	6.22
1	貝 沼 宏 幸		
2	堀 内 哲 夫		
3	高 橋 成 和		
4	大 内 兆 春		
5	川 上 三 男		
6	小 林 繁		
7	横 溝 一 成		
8	柳 川 暉 雄		
9	森 国 三		
10	椿 原 満 春		

説明のため出席した者

町 長	氏 名	2 定	
		6.19	6.22
町 長	加賀谷 政 清		
副 町 長	貝 田 喜 雄		
教 育 長	樫 満 雄		
教 育 委 員 長	滝 田 潤 一		
監 査 委 員	道 藤 秋 夫		
議 会 事 務 局 長	渡 辺 修 一		
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一		
企 画 産 業 課 長	林 智 明		
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫		
町 民 生 活 課 長	高 橋 良		
建 設 水 道 課 長	高 木 則 和	×	×
出 納 室 長	勝 又 寛		
消 防 長	川 下 清		
教 育 次 長	小 林 均		
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝		
建設水道課主幹	武 石 博 貴		

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.19	6.22
事 務 局 長	渡 辺 修 一		
書 記	高 橋 真 利 子		

